改正

平成24年12月14日条例第18号

大網白里市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、大網白里市 総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住民福祉の向上と市勢の健全な発展を図るため、市長の諮問に応じ本市の総合 計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員25名以内で組織する。
- 2 委員は次のとおりとし、市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係諸団体の代表者及び職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 前項第1号及び第3号に掲げる委員にあっては、その職を去ったときは委員の資格を失うものとする。

(任期)

第4条 委員は必要に応じ委嘱し、当該諮問に係る事項について調査及び審議を終了したときは解 任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その 説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において、これを処理する。

(その他)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月14日条例第18号)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。